

GLORY

Confidence Enabled

人と社会の「新たな信頼」の創造へ

〈新型コロナウイルス感染防止対応について〉

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、本年の株主総会へのご来場の見合せと事前の議決権行使をお願い申し上げます。

なお、今後の状況により、株主総会の運営等に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイトに掲載いたします。

<https://www.glory.co.jp/ir/meeting/>

※ご出席株主様へのお土産配布は取りやめさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

第74回 定時株主総会招集ご通知

2019年4月1日から 2020年3月31日まで

日時 2020年6月26日(金曜日) 午前10時

場所 兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号
当社 本社会議室 (5 階)

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 監査等委員でない取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 監査等委員でない取締役の金銭報酬額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の金銭報酬額決定の件
- 第7号議案 監査等委員でない取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

議決権行使期限：2020年6月25日(木曜日) 午後5時15分まで

グローリー株式会社
証券コード：6457

目 次

第74回 定時株主総会招集ご通知	2	招集通知添付書類	
株主総会参考書類		▶ 事業報告	35
第1号議案 剰余金の配当の件	4	▶ 連結計算書類	53
第2号議案 定款一部変更の件	6	▶ 計算書類	55
第3号議案 監査等委員でない取締役 8名選任の件	15	▶ 監査報告書	57
第4号議案 監査等委員である取締役 3名選任の件	24		
第5号議案 監査等委員でない取締役の 金銭報酬額決定の件	29		
第6号議案 監査等委員である取締役の 金銭報酬額決定の件	30		
第7号議案 監査等委員でない取締役に 対する業績連動型株式報酬 等の額及び内容決定の件	31		

◆インターネットによる開示について

- ・次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
 - ①事業報告の「会社の体制及び方針」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
 - ・株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご了承ください。
- 当社ウェブサイト <https://www.glory.co.jp/ir/>

証券コード：6457

2020年6月10日

株 主 各 位

兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号

グローリー株式会社

代表取締役社長 三 和 元 純

第74回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、本年は、書面（議決権行使書）またはインターネット等による議決権行使をご推奨申し上げます。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月25日（木曜日）午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

※本年は、送迎バス、ご出席株主様へのお土産配布及び総会後のショールーム見学会の開催を取りやめさせていただきます。

敬 具

記

日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
場 所 兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号
当社 本社会議室（5階）

目的事項

報告事項

- 第74期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第74期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員でない取締役8名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員でない取締役の金銭報酬額決定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の金銭報酬額決定の件 |
| 第7号議案 | 監査等委員でない取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件 |

招集にあたっての決定事項

- ①インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権の行使として取り扱います。
- ②インターネット等と書面（議決権行使書）の両方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効な議決権の行使として取り扱います。

以 上

◆議決権の行使等についてのご案内

書面による行使

各議案に対する賛否をご表示のうえ、ご送付ください。

- ・各議案について賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

6月25日（木）
午後5時15分到着分まで



インターネットによる行使

以下の議決権行使サイトにアクセスいただき、ご行使ください。

<https://evote.tr.mufig.jp/>

お問合せ（通話料無料）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話0120-173-027（受付時間9:00～21:00）

6月25日（木）
午後5時15分入力分まで



株主総会ご出席による行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

- ・当日は本招集ご通知をご持参ください。

6月26日（金）
午前10時



スマートフォン等を用いた議決権行使が簡単です。

議決権行使書用紙に記載の「QRコード」を読み取るだけで、
議決権行使が可能です。

- （注）1. 本サービスは、ご利用の端末や通信環境等によりご利用いただけない場合があります。
2. 2回目以降のログインには、IDとパスワードの入力が必要です。



<機関投資家の皆様へ>

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）におかれましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合、当該プラットフォームより議決権を行使いただくことができます。

株主総会参考書類

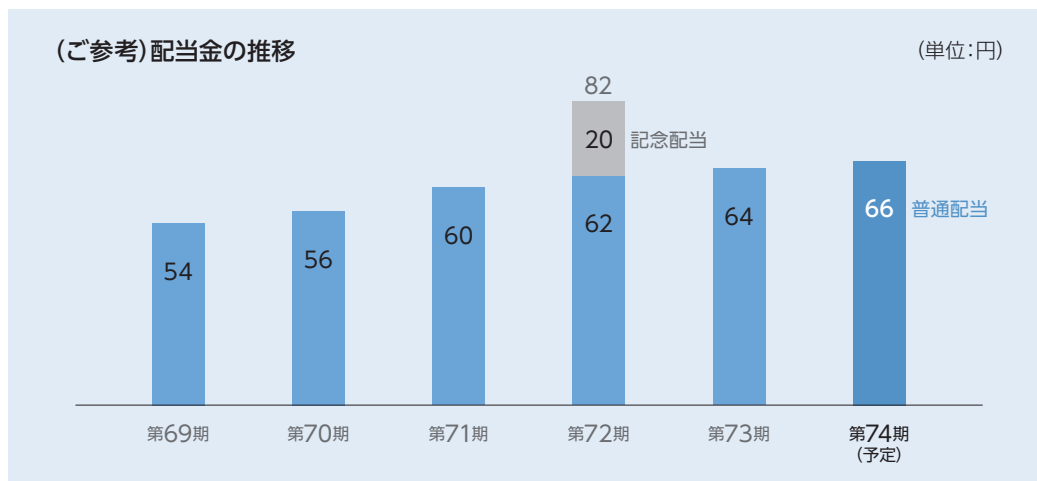
第1号議案

剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置づけ、将来の事業展開に備えた財務体質の維持・強化を図りつつ、安定した配当を継続することを基本方針とし、連結配当性向30%以上を目標に配当を実施することとしております。

上記の基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、1株につき34円とさせていただきます。これにより、中間配当金32円を合わせた年間配当金は1株につき66円となり、連結配当性向は44.5%となります。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金34円
配当総額 2,066,254,154円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月29日

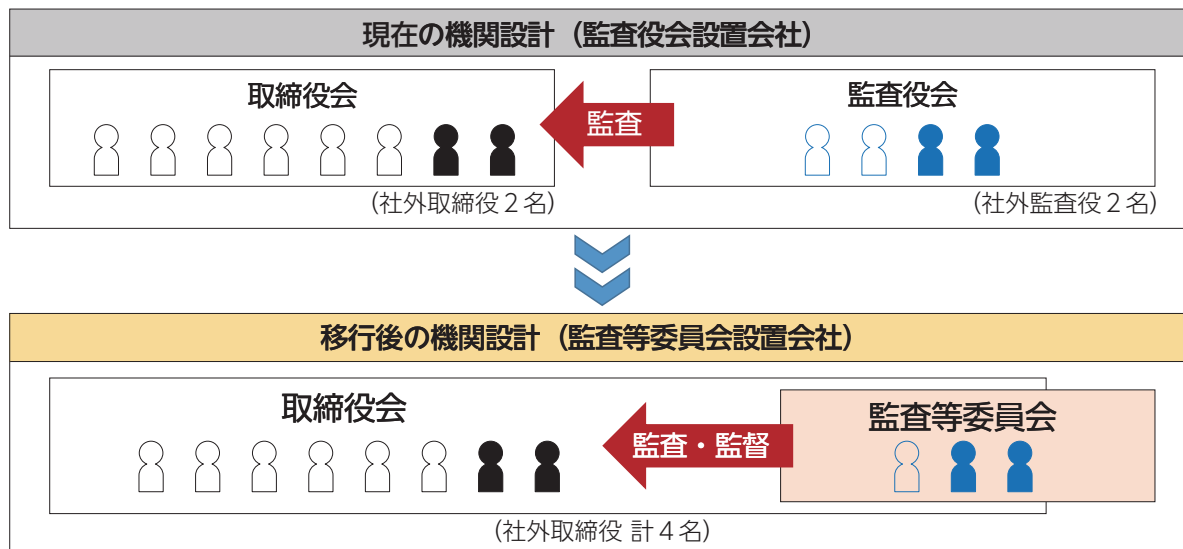


第2号議案から第7号議案までに共通するご参考事項

当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの強化に継続的に取り組んでまいりました。当社グループを取り巻く事業環境が急激に変化するなか、取締役会の経営に関する意思決定の迅速化・効率化及び監督機能の強化をさらに推し進めるために、今般、「監査等委員会設置会社」に移行いたしたく、第2号議案から第7号議案までの各議案をお諮りするものであります。詳細につきましては以下をご参考ください。

「監査等委員会設置会社」の特徴

- ◎ 「監査等委員会設置会社」では、重要な業務執行の決定を取締役に委任することが可能となります。取締役会の議題を絞り込み、重要案件の審議時間を確保することにより、重要案件に関する審議の充実を図ることができます。
- ◎ 監査等委員である取締役は、取締役会における議決権を有することとなります。また、監査等委員である取締役から構成される「監査等委員会」は、その過半数が社外取締役であります。
- ◎ 第2号議案以降の各議案をご承認いただきますと、2名の社外取締役を含む「監査等委員会」が、監査機能を担いつつ、取締役の選解任や報酬にも関与することとなり、一層の監督機能の強化が見込まれます。また、取締役会構成員（全11名）中4名が議決権を有する社外取締役となり、ガバナンス機能の強化につながります。



第2号議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、経営の監督機能の一層の強化を図るとともに意思決定のさらなる迅速化を目的として、監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うとともに、取締役の員数に関する規定の変更、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 株主総会及び取締役会の運営につき柔軟かつ機動的な対応を可能とするため、また、取締役が期待された役割を十分に発揮できるよう、所要の変更を行うものであります。
- (3) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、取締役会においても剰余金の配当等の決定を行うことができるよう、所要の変更を行うものであります。
- (4) 上記変更に伴う条数の修正、文言の整備その他所要の変更を行うものであります。

なお、変更案第31条（取締役の責任免除）については、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線部は変更箇所であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (省 略)	第1条～第3条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	(機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (削 除) (3) 会計監査人
第5条 (省 略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第10条 (省 略)	第6条～第10条 (現行どおり)
(株主名簿管理人) 第11条 (省 略) 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> 3. (省 略)	(株主名簿管理人) 第11条 (現行どおり) 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役において定め、これを公告する。</u> 3. (現行どおり)
(株式取扱規程) 第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程</u>による。	(株式取扱規程) 第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役において定める株式取扱規程</u>による。
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条～第15条 (省 略)	第13条～第15条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(招集権者および議長) 第16条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	(招集権者および議長) 第16条 株主総会は、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 2. <u>前項に定めた取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
第17条～第19条 (省 略)	第17条～第19条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会 (員 数) 第20条 当会社の取締役は、10名以内とする。 (新 設)	第4章 取締役および<u>取締役会ならびに監査等委員会</u> (員 数) 第20条 当会社の<u>監査等委員でない</u>取締役は、10名以内とする。 <u>2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(選任方法) 第21条 取締役は、株主総会において選任する。 2. (省 略) 3. (省 略)	(選任方法) 第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 2. (現行どおり) 3. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(任 期) 第22条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設) (新 設) (新 設)	(任 期) 第22条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 4. 補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
(代表取締役および役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名を定めることができる。	(代表取締役および役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から取締役会長、取締役社長各 1 名を定めることができる。

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集権者および議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。 2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	(取締役会の招集権者および議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>が招集し、議長となる。 2. <u>前項に定めた取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
(新 設)	(監査等委員会の招集通知) 第26条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員である取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査等委員である取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>

現 行 定 款		変 更 案	
第26条	(省 略)	第27条	(現行どおり)
	(新 設)	<u>(取締役への委任)</u> 第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。	
第27条	(省 略)	第29条	(現行どおり)
	(新 設)	<u>(監査等委員会規程)</u> 第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。	
(取締役の責任免除) 第28条	(新 設)	(取締役の責任免除) 第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	
	(省 略)	2.	(現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	(報酬等) 第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u>
第5章 監査役および監査役会	(削 除)
(員 数) 第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。	(削 除)
(選任方法) 第31条 監査役は、株主総会において選任する。 2. <u>監査役を選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(削 除)
(任 期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(<u>常勤の監査役</u>) 第33条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	(削 除)
(<u>監査役会の招集通知</u>) 第34条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>	(削 除)
(<u>監査役会規程</u>) 第35条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	(削 除)
(<u>監査役の責任免除</u>) 第36条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(削 除)
(<u>報酬等</u>) 第37条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
第6章 計 算	第5章 計 算
第38条 (省 略)	第33条 (現行どおり)
(新 設)	(剰余金の配当等の決定機関) 第34条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会または取締役会の決議によって定める。
(剰余金の配当の基準日) 第39条 (省 略) (新 設) 2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	(剰余金の配当の基準日) 第35条 (現行どおり) 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
(中間配当) 第40条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。	(削 除)
第41条 (省 略)	第36条 (現行どおり)

第3号議案 監査等委員でない取締役8名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行し、現在の取締役全員（8名）は、定款の効力発生の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員でない取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号		氏 名	(年齢)	地位及び担当	2019年度 取締役会 出席回数
1	再 任	おの え ひろ かず 尾 上 広 和	(満72歳)	代表取締役会長	16/16回
2	再 任	み わ もと ずみ 三 和 元 純	(満66歳)	代表取締役社長	16/16回
3	再 任	おの え ひで お 尾 上 英 雄	(満52歳)	取締役専務執行役員 国内事業本部長	15/16回
4	再 任	ま ぶち しげ とし 馬 淵 成 俊	(満62歳)	取締役専務執行役員 保守本部長	16/16回
5	再 任	こ たに かなめ 小 谷 要	(満60歳)	取締役専務執行役員 開発本部長 新事業、情報セキュリティ担当 知的財産部担当	16/16回
6	再 任	はら だ あき ひろ 原 田 明 浩	(満57歳)	取締役専務執行役員 海外カンパニー長	16/16回
7	再 任 社外取締役 独立役員	い き じょう じ 井 城 譲 治	(満68歳)	社外取締役 (在任年数3年)	16/16回
8	再 任 社外取締役 独立役員	うち だ じゅん じ 内 田 純 司	(満70歳)	社外取締役 (在任年数1年)	13/13回 取締役 就任後

(注) 本総会時点の年齢を記載しております。

候補者番号

再任

1

おのえひろかず

尾上 広和

生年月日

1948年3月19日（満72歳）

所有する当社株式の数 31,220株

取締役会出席回数 16／16回



略歴、地位及び担当

1970年 9 月 当社入社
2000年 4 月 当社自販機・遊技システム事業部長
2001年 6 月 当社取締役
2004年 6 月 当社常務取締役
2006年 6 月 当社取締役常務執行役員
2009年 4 月 当社経営戦略統括部長
2010年 6 月 当社取締役執行役員副社長
2011年 4 月 当社代表取締役社長
2019年 4 月 当社代表取締役会長（現任）

重要な兼職

なし

候補者と当社との間の特別の利害関係

なし

取締役候補者とした理由

当社において、国内の主要事業部門、経営企画部門等における豊富な経験と実績を有するとともに、取締役副社長、取締役社長、取締役会長等を歴任し、当社グループ経営のトップ経験者として当社グループの企業価値向上に重要な役割を果たしております。これらのことから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

再 任

2 みわもとずみ 三和 元純

生年月日
1954年6月9日（満66歳）

所有する当社株式の数 15,550株

取締役会出席回数 16／16回



略歴、地位及び担当

2009年 6 月 当社入社
2010年 3 月 当社総務統括部 法務部長
2010年 6 月 当社執行役員
2012年 4 月 当社上席執行役員
当社総務本部長
2012年 6 月 当社取締役上席執行役員
2013年 4 月 当社CSR、ブランド戦略、IR、コンプライアンス
担当
2014年 4 月 当社取締役常務執行役員
当社経営管理本部長、総務本部担当
2015年 4 月 当社取締役専務執行役員
2016年 4 月 当社代表取締役専務執行役員
2017年 4 月 当社代表取締役副社長
当社経営管理本部管掌
2019年 4 月 当社代表取締役社長（現任）

重要な兼職

なし

候補者と当社との間の特別の利害関係

なし

取締役候補者とした理由

金融分野で蓄積した豊富な経験と知識に加え、当社のコーポレート部門長及び取締役副社長としての豊富な経験と実績を有しており、取締役社長就任後は、当社グループ経営のトップとして当社グループの企業価値向上に重要な役割を果たしております。これらのことから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

再任

3 尾上 英雄

生年月日
1967年10月17日（満52歳）

所有する当社株式の数 376,054株

取締役会出席回数 15／16回



略歴、地位及び担当

1999年 1 月 当社入社
2005年10月 当社貨幣処理システム事業部 生産統括部 SC管理部長
2006年10月 当社執行役員
2009年 7 月 GLORY (U.S.A.) INC.
(現 Glory Global Solutions Inc.) President
2012年 4 月 当社上席執行役員
当社生産本部長
2013年 4 月 光栄電子工業（蘇州）有限公司 董事長
2014年 4 月 当社常務執行役員
当社生産本部長 兼 購買統括部長
2014年 6 月 当社取締役常務執行役員
2015年 4 月 当社国内事業本部長（現任）
2017年 4 月 当社取締役専務執行役員（現任）

重要な兼職

なし

候補者と当社との間の特別の利害関係

なし

取締役候補者とした理由

当社及び当社グループ各社の生産分野や国内主要事業部門における豊富な経験と実績に加え、海外子会社における会社経営経験も有しております。これらのことから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

再 任

4 馬 渕 成 俊

ま ぶ ち し げ と し

生年月日

1957年12月19日（満62歳）

所有する当社株式の数 8,230株

取締役会出席回数 16／16回



略歴、地位及び担当

1982年 4 月 グローリー商事株式会社（現 当社）入社
2005年 4 月 同社総合企画部 経営企画室長
2009年 4 月 当社保守統括本部 保守事業統括部長
2010年 6 月 当社執行役員
2012年 4 月 当社上席執行役員
当社保守本部長（現任）
2014年 4 月 当社常務執行役員
2014年 6 月 当社取締役常務執行役員
2017年 4 月 当社取締役専務執行役員（現任）

重要な兼職

なし

候補者と当社との間の特別の利害関係

なし

取締役候補者とした理由

当社及び当社グループの経営企画部門や保守サービス分野における豊富な経験と実績を有し、保守サービスの推進・拡充にあたっては、その強い統率力を発揮しております。これらのことから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

再任

5 小谷

かなめ
要生年月日
1959年8月23日（満60歳）

所有する当社株式の数 8,330株

取締役会出席回数 16／16回



略歴、地位及び担当

1987年 6 月 当社入社
2010年 6 月 当社通貨システム機器事業本部 開発統括部長
2011年 4 月 当社開発本部 副本部長
2012年 4 月 当社執行役員
2013年 4 月 当社上席執行役員
当社開発本部長、知的財産部担当（現任）
2014年 6 月 当社取締役上席執行役員
2015年 4 月 当社取締役常務執行役員
2016年 4 月 当社情報セキュリティ担当（現任）
2017年 4 月 当社取締役専務執行役員（現任）
2018年 4 月 当社新事業担当（現任）

重要な兼職

なし

候補者と当社との間の特別の利害関係

なし

取締役候補者とした理由

国内及び海外向け製品の開発及び知的財産に係る豊富な経験と実績を有し、製品競争力の強化や開発効率の向上等にその手腕を十分に発揮しております。これらのことから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

再 任

6 はら だ あき ひろ
原田 明浩

生年月日
1963年3月10日（満57歳）

所有する当社株式の数 4,870株

取締役会出席回数 16／16回



略歴、地位及び担当

1985年 3 月 当社入社
2003年 4 月 当社金融機器事業部 姫路工場 生産技術部長
2006年 1 月 GLORY (PHILIPPINES), INC. President
2009年 4 月 当社経営戦略統括部 経営企画部長
2012年 4 月 当社執行役員
当社海外事業統合プロジェクトリーダー
2012年 7 月 Glory Global Solutions Ltd. Director
2014年 4 月 当社上席執行役員
Glory Global Solutionsグループ 生産・調達・品質担当
2015年 4 月 当社海外事業本部長
2015年 6 月 当社取締役上席執行役員
2017年 4 月 当社取締役常務執行役員
2018年 4 月 当社海外カンパニー長（現任）
2020年 4 月 当社取締役専務執行役員（現任）

重要な兼職

Glory Global Solutions Ltd.
Chairman of the Board & Chief
Executive Officer
Sitrade Italia S. p. A.
Chairman of the Board

候補者と当社との間の特別の利害関係

なし

取締役候補者とした理由

当社及び当社グループ各社の生産分野や当社経営企画部門における豊富な経験と実績を有するとともに、海外事業部門及び海外子会社のトップとして、その強い統率力を十分に発揮しております。これらのことから、当社の取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号

再任

社外取締役

独立役員

7 井城 譲治

生年月日
1951年9月5日（満68歳）

所有する当社株式の数 1,000株

在任年数（本総会終結時）3年 取締役会出席回数 16／16回



略歴、地位及び担当

1977年4月 川崎重工業株式会社 入社
2002年11月 同社ガスタービン・機械カンパニー
機械ビジネスセンター空力機械部長
2009年4月 同社執行役員
ガスタービン・機械カンパニー 機械ビジネスセンター長
2012年4月 同社常務執行役員
ガスタービン・機械カンパニー プレジデント
2012年6月 同社代表取締役常務
2015年4月 同社代表取締役副社長
社長補佐、技術・営業・調達部門管掌
2016年4月 同社代表取締役副社長
社長補佐、技術・営業部門管掌、船舶海洋カンパニー管掌
2017年4月 同社取締役（社長付）
2017年6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職

なし

候補者と当社との間の特別の利害関係

なし

独立役員に関する事項

当社は、東京証券取引所に対し、同氏を独立役員として届け出ております。

社外取締役候補者とした理由

他社における会社経営者としての豊富な経験及びグローバルな見識を有しており、現在、当社の社外取締役として、当社経営の監督機能強化及び透明性・公正性の確保・向上に重要な役割を果たしております。これらのことから、当社の社外取締役に相応しい能力と識見を有していると判断し、社外取締役候補者としております。

責任限定契約について

当社は、同氏との間に、社外取締役としてその期待される役割を十分に発揮できるよう責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低限度額となります。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

再 任

社外取締役

独立役員

8 内田 純司

生年月日
1950年4月30日（満70歳）

所有する当社株式の数 200株

在任年数（本総会終結時）1年

取締役会出席回数 13／13回
（取締役就任後）



略歴、地位及び担当

1974年 4 月 新日本製鐵株式會社（現 日本製鉄株式会社）入社
2005年 6 月 同社取締役建材事業部長、鋼管事業部長
2006年 6 月 同社執行役員建材事業部長、鋼管事業部長
2007年 4 月 同社執行役員厚板事業部長
2009年 4 月 同社常務執行役員薄板事業部長
2009年 6 月 同社常務取締役薄板事業部長
2010年 7 月 同社常務取締役薄板事業部長、
インドC.A.P.L.プロジェクト班長
2011年 4 月 同社常務取締役上海宝山冷延・CGLプロジェクト班長
2012年 4 月 同社取締役
大阪製鐵株式会社 顧問
2012年 6 月 同社代表取締役社長
2017年 6 月 同社取締役相談役
2018年 6 月 同社相談役
2019年 6 月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職

なし

候補者と当社との間の特別の利害関係

なし

独立役員に関する事項

当社は、東京証券取引所に対し、同氏を独立役員として届け出ております。

社外取締役候補者とした理由

他社における会社経営者としての豊富な経験及びグローバルな見識を有しており、現在、当社の社外取締役として、当社経営の監督機能強化及び透明性・公正性の確保・向上に重要な役割を果たしております。これらのことから、当社の社外取締役に相応しい能力と識見を有していると判断し、社外取締役候補者としております。

責任限定契約について

当社は、同氏との間に、社外取締役としてその期待される役割を十分に発揮できるよう責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第 425 条第 1 項に規定する最低限度額となります。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしますと存じます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏 名	(年齢)	地 位	2019年度出席回数	
					取締役会	監査役会
1	新任	ふじ た とおる 藤 田 亨	(満63歳)	常勤監査役	16/16回	14/14回
2	新任 社外取締役 独立役員	はま だ さとし 濱 田 聡	(満67歳)	社外監査役 (在任年数5年)	15/16回	13/14回
3	新任 社外取締役 独立役員	か とう けい いち 加 藤 恵 一	(満44歳)	社外監査役 (在任年数1年)	13/13回	10/10回 監査役就任後

(注) 本総会時点の年齢を記載しております。

候補者番号

新任

1

ふじた
藤田

とおる
亨

生年月日
1957年5月5日（満63歳）



所有する当社株式の数 2,600株

取締役会出席回数 16／16回

監査役会出席回数 14／14回

略歴及び地位

1988年 9 月 当社入社
2011年 4 月 当社経営管理統括部 経理部長
2012年 4 月 当社経営管理本部 経理部長
2014年 6 月 グローリープロダクツ株式会社 監査役（現任）
2017年 6 月 当社常勤監査役（現任）

重要な兼職

グローリープロダクツ株式会社 監査役

候補者と当社との間の特別の利害関係

なし

監査等委員である取締役候補者とした理由

当社の経理部長等を歴任し、財務及び会計に関する相当程度の知見を持つとともに、国内外のグループ各社の監査役としても豊富な経験を有しており、現在当社の常勤監査役として、当社経営の適法性・妥当性の確保に重要な役割を果たしております。これらのことから、経営に対する監査・監督を行う監査等委員である取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、監査等委員である取締役候補者としております。

候補者番号

新任

社外取締役

独立役員

2 はまだ 濱田

さとし 聡

生年月日
1952年10月3日（満67歳）

所有する当社株式の数 1,600株

監査役としての在任年数 5年
(本総会終結時) 取締役会出席回数 15／16回
監査役会出席回数 13／14回

略歴及び地位

1976年 4 月 監査法人中央会計事務所 入所
1981年 8 月 監査法人朝日会計社（現 有限責任あずさ監査法人）
入社
1981年11月 公認会計士登録
1984年 9 月 公認会計士濱田聡経営会計事務所 開設、所長
（現任）
2014年 9 月 ハマダ税理士法人 設立、代表社員（現任）
2015年 6 月 当社社外監査役（現任）

重要な兼職

公認会計士濱田聡経営会計事務所 所長
ハマダ税理士法人 代表社員
株式会社西松屋チェーン 社外取締役
WDB ホールディングス株式会社
社外取締役（監査等委員）

候補者と当社との間の特別の利害関係

なし

独立役員に関する事項

当社は、東京証券取引所に対し、同氏を
独立役員として届け出る予定であります。

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見ならびに企業に関わる豊富な経験を有しており、現在当社の社外監査役として、当社経営の適法性・妥当性の確保に重要な役割を果たしております。これらのことから、客観的な立場で経営に対する監査・監督を行う監査等委員である社外取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

責任限定契約について

当社は、同氏との間に、社外監査役としてその期待される役割を十分に発揮できるよう責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第 425 条第1項に規定する最低限度額となります。同氏の選任が承認された場合には、社外取締役としてその期待される役割を十分に発揮できるよう同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

候補者番号

新 任

社外取締役

独立役員

3 か と う 加藤 け い い ち 恵一

生年月日
(1975年12月23日生) (満44歳)

所有する当社株式の数 1,200株

監査役としての在任年数 1年
(本総会終結時)

取締役会出席回数 13/13回

監査役会出席回数 10/10回
(監査役就任後)



略歴及び地位

2003年10月 弁護士登録、はりま法律事務所 入所
2009年 1 月 はりま法律事務所 パートナー 弁護士 (現任)
2018年 6 月 山陽色素株式会社 社外監査役 (現任)
2019年 6 月 当社社外監査役 (現任)

重要な兼職

はりま法律事務所 パートナー 弁護士
山陽色素株式会社 社外監査役

候補者と当社との間の特別の利害関係

なし

独立役員に関する事項

当社は、東京証券取引所に対し、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

監査等委員である社外取締役候補者とした理由

社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての高い専門性及び他社の監査役としての豊富な経験を有しており、現在当社の社外監査役として、当社経営の適法性・妥当性の確保に重要な役割を果たしております。これらのことから、客観的な立場で経営に対する監査・監督を行う監査等委員である社外取締役に相応しい経験と能力を有していると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

責任限定契約について

当社は、同氏との間に、社外監査役としてその期待される役割を十分に発揮できるよう責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第 425 条第 1 項に規定する最低限度額となります。同氏の選任が承認された場合には、社外取締役としてその期待される役割を十分に発揮できるよう同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

(第3号議案及び第4号議案のご参考)

＜独立社外取締役の独立性判断基準＞

以下のいずれの要件にも該当しないことを要件とする。

- ① 現在または過去10年間に於ける、当社または当社の子会社の業務執行者
 - ② 当社の主要な（*1）取引先または当社を主要な取引先とする者（法人等である場合にはその業務執行者）
 - ③ 当社から役員報酬以外に多額の（*2）金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家もしくは法律専門家（当該財産を得ている者が法人等である場合は、当該法人等に所属する者）
 - ④ 当社から多額の（*2）寄付または助成を受けている者（当該寄付を受けている者が法人等である場合は、当該法人等に所属する者）
 - ⑤ 当社の主要株主（当該主要株主が法人等の場合は、当該法人等に所属する者）
 - ⑥ 過去3年間に於いて、上記②から⑤に該当していた者
 - ⑦ 上記①から⑤に掲げる者（重要（*3）でない者を除く。）の配偶者または二親等以内の親族
- *1 （i）当該取引先等との過去3事業年度の平均取引金額が、当社または取引先の直近事業年度における連結売上高の2%超
（ii）当社が借入れを行っている金融機関であって、過去3事業年度末日における当社の平均借入額が当社の直近事業年度末日における連結総資産の2%超
- *2 過去3事業年度の平均金額が、個人の場合は1,000万円超、法人等の場合は当該法人等の直近事業年度における総収入の2%超
- *3 取締役、監査役、執行役員または部長職等の上級管理職にある使用人等

第5号議案

監査等委員でない取締役の金銭報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の金銭報酬額については、2018年6月27日開催の第72回定時株主総会において、年額450百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）とご承認いただき、今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員でない取締役の金銭報酬額を、職責及び諸般の事情を総合的に勘案し、固定報酬及び賞与を合算した年額450百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）とさせていただきます。なお、当該報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとし、社外取締役につきましては、経営の監督機能を中心に担うことから、従来どおり固定報酬のみを支給いたします。

現在の取締役の員数は8名であり、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員でない取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員でない取締役は8名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第6号議案

監査等委員である取締役の金銭報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の金銭報酬額を、職責及び諸般の事情を総合的に勘案し、年額80百万円以内と定めることとさせていただきたく存じます。なお、監査等委員である取締役は、経営の監査機能を中心に担うことから、固定報酬のみを支給いたします。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第7号議案

監査等委員でない取締役に対する 業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由

当社は、2015年6月26日開催の第69回定時株主総会及び2016年6月24日開催の第70回定時株主総会ならびに2018年6月27日開催の第72回定時株主総会において、当社グループの中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識をより一層高めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。）及び当社の国内子会社（以下、「対象子会社」といい、当社と対象子会社を併せて、以下、「対象会社」という。）の取締役社長を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入についてご承認いただき、今日に至っておりますが、今般、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）及び対象子会社の取締役社長（当社の取締役及び対象子会社の取締役社長を併せて、以下、「対象取締役」という。）を対象とした本制度に係る報酬枠を改めて設定いたしたく存じます。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、実質的な報酬の額及び内容は、2018年6月27日開催の第72回定時株主総会においてご承認いただきました内容と同一であることから、相当であると考えております。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。また、本総会の終結時に本制度の対象となる当社の取締役の数は、第3号議案「監査等委員でない取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと6名となります。

2. 本制度における報酬等の額及び内容等

（1）本制度の概要

当社は、2019年3月31日で終了する事業年度から2021年3月31日で終了する事業年度までの3年間を対象（本制度の対象とする期間を以下、「対象期間」という。）として、対象会社が金銭を拠出することにより設定した信託（以下、「本信託」という。）を用いて役員報酬として当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下、「交付等」という。）を行う制度として本制度を導入しておりますが、今般、制度対象者を対象取締役に變更いたします。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて本総会決議の範囲内で信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することを取締役会で決定した場合、3年間本信託の信託期間を延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を新たな対象期間といたします。

(2) 各対象会社が拠出する金銭の上限

対象取締役への報酬として本信託へ拠出する信託金の金額は、対象期間毎に615百万円（うち当社の取締役分は300百万円）を上限といたします。

なお、当該金銭の上限は、対象期間内の本信託による株式取得資金及び信託報酬・信託費用の合算金額となります。

また、本信託の継続を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する株式等（以下、「残存株式等」という。）があるときは、延長後の本信託に承継いたします。この場合、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本総会でご承認いただいた信託金の上限額の範囲内となります。

(3) 対象取締役が交付を受ける当社株式の数の算定方法及び上限

対象取締役に交付するために本信託が取得する株式数は、対象期間毎に300,000株（うち当社の取締役分は147,000株）を上限といたします。

対象取締役に、原則として信託期間中の毎年5月末日に、同年3月31日で終了した事業年度における役位及び当社が重視する経営指標の目標達成度等を踏まえ、株式交付規程にあらかじめ定めた数のポイントが付与されます。

なお、1ポイントは当社普通株式1株とします。当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式数の調整がなされます。

(4) 対象取締役に対する当社株式等の交付等

受益者要件を満たす対象取締役に対しては、株式交付規程にあらかじめ定めた一定の時期に、上記（3）に基づき算定されるポイントが付与するものとし、当該ポイント数の一定割合については、在任中の一定の時期（以下、「在任時」という。）に、残るポイントについては、退任時まで累積し、在任時または退任時に当該ポイント数に応じた数の当社株式を、それぞれ本信託から

交付するものとします。

なお、在任時及び退任時に交付するポイント数の一定の割合については、本信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭を給付します。

(5) その他

本制度により対象取締役に交付した当社株式は、株主の皆様との価値共有及び中長期的な企業業績との連動を図る観点から、原則として在任期間中は売却できないものとしております。

また、本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

以 上

(第5号議案から第7号議案までのご参考)

第5号議案から第7号議案までの各議案を原案どおりご承認いただいた場合、当社の役員報酬制度は以下となります。

1. 報酬総額について

監査等委員でない取締役

報酬の種類		報酬の内容
金 銭	固定報酬	年額450百万円以内 (うち社外取締役50百万円以内) ※社外取締役に賞与は支給しない
	賞 与	
株 式 報 酬		300百万円以内／3年間* 147,000株以内／3年間 ※社外取締役は制度対象外

*株式報酬の当該金銭の上限は、対象期間内の本信託による株式取得資金及び信託報酬・信託費用の合算金額となります。

監査等委員である取締役

報酬の種類		報酬の内容
金 銭	固定報酬	80百万円以内

※賞与、株式報酬は支給いたしません。

2. 賞与及び株式報酬の目標業績指標について

賞与

目標とする業績指標を以下とし、期初に定めた各々の目標の達成度に応じて、以下内容を支給する。

目標業績指標（連結）	達 成 率	内 容
売 上 高 営業利益	140%以上	あらかじめ定めた基準額の200%
	}	}
	60%未満	あらかじめ定めた基準額の 0%

株式報酬

目標とする業績指標を以下とし、期初に定めた各々の目標の達成度に応じて、以下ポイント数に相当する株式等を付与する。

目標業績指標（連結）	達 成 率	内 容
R O E 営業利益率	140%以上	役位別基本ポイントの200%
	}	}
	90%未満	役位別基本ポイントの 0%

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国では米中通商問題等が懸念されるなか回復の動きを持続し、欧州では英国のEU離脱問題等を背景とする先行き不透明感があったものの景気は緩やかな回復基調を維持し、中国では経済の減速がみられたもののアジア全体では堅調に推移いたしました。また、わが国におきましても、雇用・所得環境や企業収益の改善を背景に個人消費の持直しや設備投資の増加がみられるなど、緩やかな回復基調が持続いたしました。しかしながら、第4四半期の後半以降、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、国内外ともに事業活動に大きな制約を受けることとなりました。

こうした状況のなか、当社グループは、2018年4月からの3ヶ年を計画期間とする『2020中期経営計画』の2年目として、「持続可能な事業運営の基盤づくり」、「社会課題解決に向けた協働の取組み強化」、「成果に直結する生産性の向上と企業体質の強靱化」の3方針の下、積極的な事業展開を行ってまいりました。

海外市場では、市場の特性に応じた地域別戦略を推進し、各国で金融市場向け「紙幣入出金機」の更新需要の獲得や流通市場向け「紙幣硬貨入出金機」の販売拡大に注力いたしました。また、直販・直メンテナンス網の拡大・強化を目的に、メキシコの販売代理店 Grupo Sortek, S.A. de C.V.の買収や、オーストリア現地法人の設立を行いました。加えて、連結子会社 Sitrade Italia S.p.A.の出資比率を51%から75.5%に引き上げ、イタリアにおける販売体制の強化を図りました。

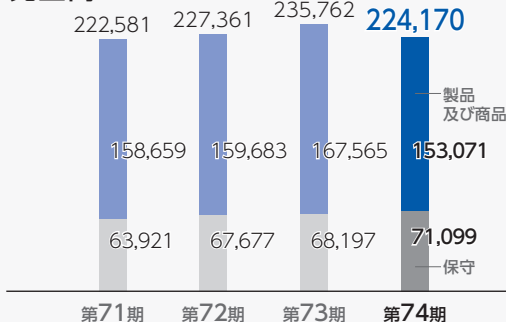
国内市場では、金融市場において、主要製品である「オープン出納システム」や窓口用「紙幣硬貨入出金機」の更新需要の獲得に注力するとともに、税公金の処理をセルフ化する「税公金ステーション」や「重要物管理システム」等、非現金分野製品の販売拡大に取り組みました。また、“次世代店舗”の導入・拡大ニーズに合わせた店舗設計の提案強化も行ってまいりました。流通市場においては、セルフ化ニーズの高まりに対応する「レジつり銭機」や「券売機」の販売に注力いたしました。

新事業においては、生体認識技術を用いた本人認証プラットフォームの開発やロボットシステムインテグレーション事業の領域拡大など、新たなソリューションの創出に向けた取組みを推進してまいりました。また、新たなビジネスモデルの構築に向け、現金決済プラットフォームを提供するドイツ Cash Payment Solutions GmbH (以下「CPS社」という。)の買収やキャッシュへのアクセスポイント拡大を企図するシンガポール SOCASH PTE. LTD. (以下「soCash社」という。)への出資を行いました。

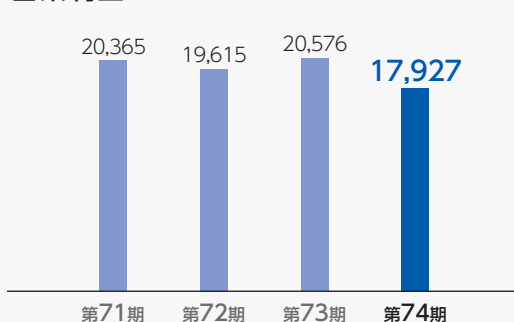
なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響につきましては、顕在化が第4四半期の後半に留まったことにより軽微であり、当期の連結業績は次のとおりとなりました。

連結業績ハイライト (百万円)

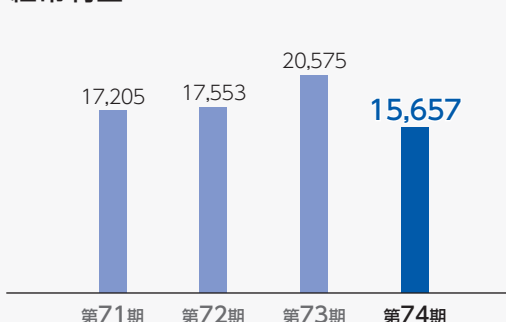
売上高



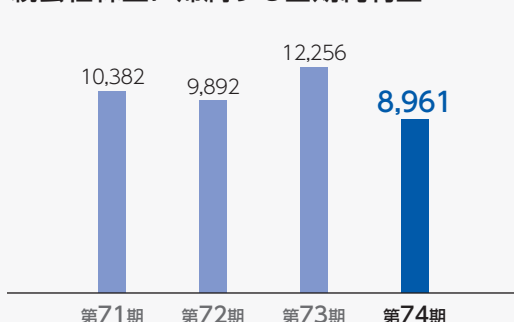
営業利益



経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益



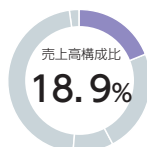
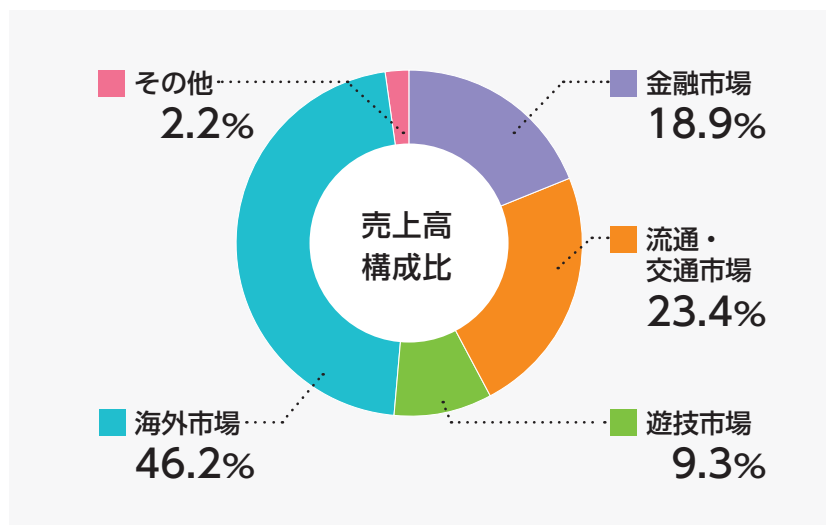
第73期 (2018/4～2019/3) (当連結会計年度) 増 減 率
第74期 (2019/4～2020/3)

売上高	2,357億62百万円	2,241億70百万円	△ 4.9%
製品及び商品売上高	1,675億65百万円	1,530億71百万円	△ 8.6%
保守売上高	681億97百万円	710億99百万円	4.3%
営業利益	205億76百万円	179億27百万円	△ 12.9%
経常利益	205億75百万円	156億57百万円	△ 23.9%
親会社株主に帰属する当期純利益	122億56百万円	89億61百万円	△ 26.9%

本書に記載しておりますグラフ、写真、図表等は、ご参考情報であります。

セグメント別の概況

セグメント別の概況は、次のとおりであります。



金融市場

売上高 422億62百万円 (前期比 25.4%減)
営業利益 33億14百万円 (前期比 51.0%減)

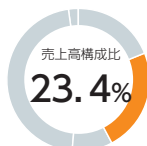
国内の金融機関、OEM先 等

主要製品である「オープン出納システム」及び窓口用「紙幣硬貨入出金機」の販売は、大口需要の反動により低調でありました。

この結果、当セグメントの売上高は、422億62百万円（前期比 25.4%減）、営業利益は、33億14百万円（前期比 51.0%減）となりました。



オープン出納システム
(WAVE Aシリーズ)



流通・交通市場

売上高 524億87百万円 (前期比 1.0%増)
営業利益 51億98百万円 (前期比 12.7%増)

国内のスーパーマーケット、百貨店、警備輸送会社、鉄道会社、たばこメーカー、病院、自治体等

主要製品である「レジつり銭機」の販売は、大口需要の反動により低調でしたが、警備輸送市場向け「売上金入金機」及び「券売機」の販売は好調でありました。

この結果、当セグメントの売上高は、524億87百万円（前期比 1.0%増）、営業利益は、51億98百万円（前期比 12.7%増）となりました。



硬貨／紙幣レジつり銭機
〈RT-380／RAD-380〉



遊技市場

売上高 207億53百万円 (前期比 1.2%増)
営業利益 19億98百万円 (前期比 2.0%増)

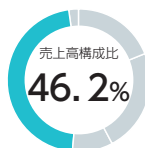
国内の遊技場（パチンコホール等）

主要製品である「カードシステム」等の販売は低調でしたが、改正健康増進法の施行に伴うホール内喫煙ブースの設置等、店舗設備に関する販売が好調でありました。

この結果、当セグメントの売上高は、207億53百万円（前期比 1.2%増）、営業利益は、19億98百万円（前期比 2.0%増）となりました。



賞品保管機〈JK-500〉



海外市場

売上高 1,036億21百万円（前期比 0.3%増）
営業利益 97億80百万円（前期比 11.6%増）

海外の金融機関、警備輸送会社、小売店、カジノ、OEM先 等

欧米では、金融市場向け「紙幣入出金機<RBGシリーズ>」の販売は低調でしたが、流通市場向け「紙幣硬貨入出金機<CIシリーズ>」の販売は好調でありました。また、アジアでは、「紙幣整理機<USFシリーズ>」の販売が堅調でありました。一方、OEM製品であるATM用「紙幣入出金ユニット」の販売は低調でありました。

この結果、当セグメントの売上高は、1,036億21百万円（前期比 0.3%増）、営業利益は、欧州における改刷に伴うソフトウェアの販売及び保守売上高の増加等により、97億80百万円（前期比 11.6%増）となりました。



紙幣硬貨入出金機
(CI-100)

その他の事業セグメントにつきましては、売上高は、50億45百万円（前期比 51.0%増）、営業損益は、23億64百万円の損失（前期は営業損失 15億21百万円）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の主なものは次のとおりであり、その総額は106億87百万円であります。

①当連結会計年度中に完成した主要設備

当社において、新製品生産のための金型及び業務システム構築等に対する投資を行っております。

②当連結会計年度継続中の主要設備

当社及び子会社における業務システム構築、子会社の工場拡張等に対する投資を行っております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、特に記載すべき重要事項はありません。

(4) 対処すべき課題

長期ビジョン

当社は、2018年3月に創業100周年を迎え、次代を築くために10年後のありたい姿を描いた『長期ビジョン2028』を定めました。



人と社会の「新たな信頼」を創造するリーディングカンパニーへ Confidence Enabled



中期経営計画

当社グループは、この長期ビジョンの実現に向けたステップを3つに分け、2018年4月からの3ヶ年を計画期間とする『2020中期経営計画』を展開中でありま。本計画では“長期ビジョンの実現に向けた仕込み”として、「持続可能な事業運営の基盤づくり」、「社会課題解決に向けた協働の取組み強化」、「成果に直結する生産性の向上と企業体質の強靱化」の3方針を推進しております。

本計画の最終年度である次期におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により本方針に定める各施策の展開において一定の影響を受けることが予想されますが、状況の変化に応じた適切な対策の実施や、収束後の新たな社会的課題を見据えた取組み等を強化しつつ、以下の重点施策に取り組んでまいります。

方針 1 既存事業 持続可能な事業運営の基盤づくり

本方針では、既存事業を柱とした各事業の成長力強化を目的に、以下の戦略を展開しております。

海外事業では、新型コロナウイルス感染症拡大による顧客ニーズの変化に留意しつつ、欧米の金融機関におけるセルフオペレーション化の広がりに対し、引き続き「紙幣入金機」等の販売を強化してまいります。また、流通市場においては、世界的な大手小売事業者を中心に「紙幣硬貨入金機」等の販売を拡大してまいります。特に、本年4月に買収したフランス Acrelec Group S.A.S.と協働し、ファストフードチェーン店などの飲食店等に対する「セルフサービスキオスク」や「紙幣硬貨入金機」等の販売拡大を図り、シナジーの早期創出に取り組んでまいります。

国内事業においても、各市場の変化を注視しながら、お客様のニーズに適したソリューション提案を推進してまいります。金融市場では、「次世代店舗」の導入・拡大に向けた動きが見られるため、非現金分野製品を含め、最適な製品やソリューションを提案し、販売拡大を図ってまいります。流通市場では、小売店等でタブレットPOSレジの導入が拡大を続けており、従来の顧客層のみならず、新たな業態・顧客の開拓によるレジつり銭機の裾野拡大にも注力してまいります。特に、新型コロナウイルス感染症拡大を機にスーパーや小売店の効率経営がより促進され、レジ周りの自動化ニーズの高まりや外食業等での券売機等の需要拡大が予想されます。また、本年5月に資本業務提携を行った株式会社アドインテが保有するIoTハードウェア端末とデータアナリティクス技術を活用し、流通店舗のニーズに応える新たなソリューションサービスの創出を図るなど、様々な環境変化に対応した製品やサービスの提供に努めてまいります。

また、これらの事業戦略を支えるために、コア技術の深化やシステム対応力の強化、製造ラインの自動化等による生産性の向上、海外品質保証体制の強化、グローバル生産体制の拡充やグローバル調達の推進等を加速し、事業全体のバリューチェーンの最適化を推進してまいります。

方針 2 新事業 社会課題解決に向けた協働の取組み強化

本方針では、新事業ドメインの創出を目指し、「通貨流通の新たな管理スキームの構築」、「多様な決済手段の提供」、「個体認証事業の確立」、「自動化社会の推進」に取り組んでおります。

次期においては、ドイツのCPS社と現金決済プラットフォームを活用した新たなサービスの構築・提供を進めるとともに、シンガポールのsoCash社とキャッシュのアクセスポイント拡大に向けた取組みを行ってまいります。また、画像認識と音声認識を連携させた高度なセキュリティを実現する個体認証技術の早期事業化や、新たなコア技術としてデータアナリティクス技術の獲得を図ってまいります。

方針 3 経営基盤 成果に直結する生産性の向上と企業体質の強靱化

本方針は、方針 1 及び 2 を実現し得る強靱な企業基盤の確立を目的とするものであります。

次期につきましては、「監査等委員会設置会社」に移行後は、経営の意思決定の迅速化・効率化及び監督機能の強化をさらに推し進め、より強靱な企業体質の確立に取り組んでまいります。

また、環境変化にも耐え得る経営基盤の構築、持続的な発展を可能とする組織風土づくりにも注力し、従業員の働き方改革や業務改革による生産性の向上、オープンイノベーションの推進を進めてまいります。特に、新型コロナウイルス収束後の価値観・行動様式等の変化も見据え、ICT等を活用した新たな働き方の追求や生産性の向上など、成長を支える基盤づくりを図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

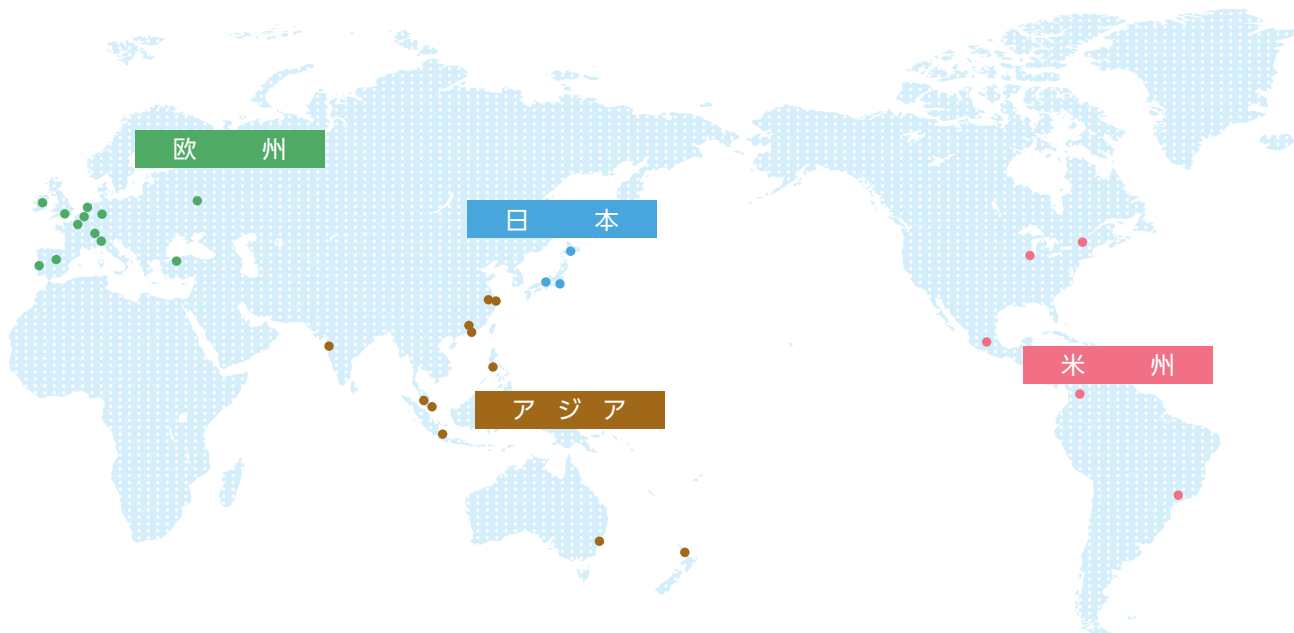
区 分	第71期 (2016/4～2017/3)	第72期 (2017/4～2018/3)	第73期 (2018/4～2019/3)	(当連結会計年度) 第74期 (2019/4～2020/3)
売 上 高 (百万円)	222,581	227,361	235,762	224,170
営 業 利 益 (百万円)	20,365	19,615	20,576	17,927
経 常 利 益 (百万円)	17,205	17,553	20,575	15,657
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	10,382	9,892	12,256	8,961
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	160円35銭	155円96銭	198円71銭	148円31銭
総 資 産 (百万円)	312,821	302,825	318,228	308,763
純 資 産 (百万円)	191,443	192,165	193,257	187,143
1 株 当 た り 純 資 産 額	2,939円78銭	3,003円62銭	3,133円54銭	3,064円61銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、それぞれ自己株式数を控除して計算しております。
2. 1株当たり純資産額の算定において、「役員報酬BIP信託口」及び「株式付与E S O P信託口」が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、当該株式を控除対象の自己株式に含めて期末の株式数を算出しております。また、1株当たり当期純利益の算定においても、期中平均株式数は当該株式を控除対象の自己株式に含めて算出しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第73期の期首から適用しており、第72期の総資産については、遡及適用後の数値を記載しております。
4. 第74期の経常利益が減少した主な要因は、株式市場の低迷に伴う持分法投資損失1,217百万円を計上したこと等によるものです。

会 社 名	資本金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容	本 店 所 在 地
グローリープロダクツ株式会社	80 百万円	100.0%	貨幣処理機等の製造	兵庫県
グローリーナスカ株式会社	2,000 百万円	100.0	遊技関連機器の販売・保守	東京都
北海道グローリー株式会社	50 百万円	100.0	北海道における貨幣処理機等の販売・保守	北海道
光栄電子工業（蘇州）有限公司	5 百万米ドル	100.0	貨幣処理機等の製造・販売	中 国
GLORY (PHILIPPINES), INC.	1 百万米ドル	100.0	貨幣処理機等の製造	フィリピン
Sitrade Italia S. p. A.	0.6 百万ユーロ	75.5	イタリアにおける貨幣処理機等の販売・保守	イタリア
Glory Global Solutions Ltd.	929 百万米ドル	100.0	海外事業に関する戦略策定及び管理	英 国
Glory Global Solutions (International) Ltd.	398 百万米ドル	※100.0	海外における貨幣処理機等の販売・保守事業の統括	英 国
Glory Global Solutions (France) S. A. S.	14 百万ユーロ	※100.0	フランスにおける貨幣処理機等の販売・保守	フランス
Glory Global Solutions Inc.	5 百万米ドル	※100.0	米国における貨幣処理機等の販売・保守	米 国
Glory Global Solutions (Singapore) Pte. Ltd.	4 百万シンガポールドル	※100.0	アジアにおける貨幣処理機等の販売・保守	シンガポール
Glory Global Solutions (Shanghai) Co., Ltd.	1 百万米ドル	100.0	中国における貨幣処理機等の販売・保守	中 国

2. 上記の重要な子会社の他、金融商品取引法における特定子会社として、以下の3社があります。
- | | |
|--|---------------------------------------|
| ・ Glory Global Solutions (Topco) Ltd. | ・ Glory Global Solutions (Midco) Ltd. |
| ・ Glory Global Solutions (Holdings) Ltd. | |
3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。
4. 2019年6月24日付で、Sittrade Italia S. p. A.の株式を追加取得し、同社に対する出資比率は、51.0%から75.5%になりました。

(ご参考) 当社グループの主な拠点



■ 欧州

Sitrade Italia S.p.A. (イタリア)
 Glory Global Solutions Ltd. (英 国)
 Glory Global Solutions (International) Ltd. (英 国)
 Glory Global Solutions (France) S. A. S. (フランス) 他

■ アジア

光栄電子工業(蘇州)有限公司 (中 国)
 GLORY (PHILIPPINES), INC. (フィリピン)
 Glory Global Solutions (Singapore) Pte. Ltd. (シンガポール)
 Glory Global Solutions (Shanghai) Co., Ltd. (中 国) 他

■ 日本

グローリー株式会社 (兵庫県)
 グローリープロダクツ株式会社 (兵庫県)
 グローリーナスカ株式会社 (東京都)
 北海道グローリー株式会社 (北海道) 他

■ 米州

Glory Global Solutions Inc. (米 国) 他

(7) 主要な事業内容

当社グループは、貨幣処理機を始めとする各種機器の製造・販売・保守サービスを主な事業としております。なお、セグメントごとの主要な製品及び商品は次のとおりであります。

セグメント	主要な製品及び商品
金 融 市 場	オープン出納システム、窓口用紙幣硬貨入出金機、ATM用硬貨入出金ユニット、多能式紙幣両替機、自動精査現金バス、重要物管理機、鍵管理機、当選金払出ユニット
流通・交通市場	レジつり銭機、売上金入金機、多能式紙幣両替機、小型現金管理機、店舗入出金機、コインロッカー、券売機、たばこ販売機、診療費支払機、社員食堂システム、自書式投票用紙分類機
遊 技 市 場	カードシステム、紙幣搬送システム、賞品保管機、各台計数機、ホール会員管理システム、玉・メダル計数機
海 外 市 場	窓口用紙幣入出金機、紙幣整理機、ATM用紙幣・小切手入金ユニット、小型紙幣計数機、レジつり銭機、紙幣硬貨入出金機、硬貨包装機
そ の 他	上記の報告セグメントに属さない製品及び商品

(8) 主要な営業所及び工場

①当社

本 社	兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号
東 京 本 部	東京都千代田区外神田四丁目14番1号 秋葉原UDX
工 場 等	本社工場（兵庫県）、埼玉工場（埼玉県）、品川事業所（東京都）
営 業 拠 点	東北支店（宮城県）、関東支店（埼玉県）、上信越支店（群馬県）、首都圏支店（東京都）、東海支店（愛知県）、近畿支店（大阪府）、中国支店（広島県）、四国支店（香川県）、九州支店（福岡県）

②子会社

「(6) 重要な子会社及び企業再編等の状況 ①重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
9,696 (881) 名	479 (△64) 名

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 当連結会計年度の従業員数増加の要因は、メキシコにおける販売代理店の子会社化等によるものであります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,473 (381) 名	26 (△11) 名	43.5歳	19.9年

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

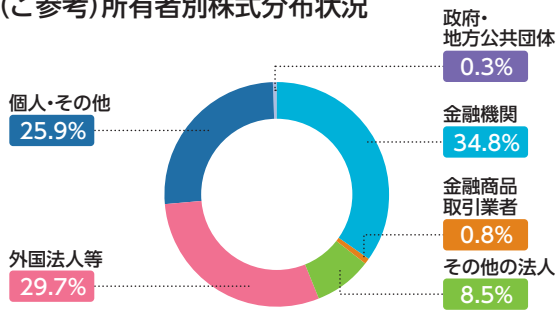
(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	10,992百万円
株式会社三菱UFJ銀行	4,041百万円
株式会社みずほ銀行	1,578百万円

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 150,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 63,638,210株
(自己株式 2,866,029株を含む。)
(注) 2019年11月29日付で実施した自己株式の消却により前期末から5,000,000株減少いたしました。
- (3) 株主数 9,064名
(前期比 147名減)
- (4) 大株主

(ご参考)所有者別株式分布状況



株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
日本生命保険相互会社	3,427	5.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,271	5.4
グローリーグループ社員持株会	2,300	3.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,296	3.8
株式会社三井住友銀行	2,100	3.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	2,004	3.3
タツボーファッション株式会社	1,500	2.5
STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM44	1,346	2.2
グローリー取引先持株会	1,073	1.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,046	1.7

(注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
2. 当社は、自己株式 2,866,029株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2020年3月31日現在)

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職の状況
尾 上 広 和	代表取締役会長	
三 和 元 純	代表取締役社長	
尾 上 英 雄	取 締 役	専務執行役員、国内事業本部長
馬 淵 成 俊	取 締 役	専務執行役員、保守本部長
小 谷 要	取 締 役	専務執行役員、開発本部長 新事業、情報セキュリティ担当、知的財産部担当
原 田 明 浩	取 締 役	常務執行役員、海外カンパニー長 Glory Global Solutions Ltd. Chairman of the Board & Chief Executive Officer Sitrade Italia S. p. A. Chairman of the Board
井 城 讓 治	社 外 取 締 役	
内 田 純 司	社 外 取 締 役	
長 島 正 和	常 勤 監 査 役	グローリーナスカ株式会社 監査役 北海道グローリー株式会社 監査役
藤 田 亨	常 勤 監 査 役	グローリープロダクツ株式会社 監査役
濱 田 聡	社 外 監 査 役	公認会計士濱田聡経営会計事務所 所長 ハマダ税理士法人 代表社員 株式会社西松屋チェーン 社外取締役 WDBホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員)
加 藤 恵 一	社 外 監 査 役	はりま法律事務所 パートナー 弁護士 山陽色素株式会社 社外監査役

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所に対し、取締役井城譲治、内田純司の両氏及び監査役濱田 聡、加藤恵一の両氏をそれぞれ独立役員として届け出ております。
2. 監査役藤田 亨氏は、当社経理部門において経理部長等を歴任し、また、監査役濱田 聡氏は、公認会計士であり、いずれも財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は、次のとおりです。
- (1) 就任
2019年6月21日開催の第73回定時株主総会において、内田純司氏が取締役に、加藤恵一氏が監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
- (2) 退任
2019年6月21日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって、取締役佐々木宏機氏は取締役を、監査役中上幹雄氏は監査役を、任期満了によりそれぞれ退任いたしました。
4. 監査役濱田 聡、加藤恵一の両氏がそれぞれ兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
5. 当事業年度の末日後における取締役の地位及び担当の異動は、次のとおりであります。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異動年月日
原 田 明 浩	取締役常務執行役員 海外カンパニー長	取締役専務執行役員 海外カンパニー長	2020年4月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、その期待される役割を十分に発揮できるよう責任限定契約を締結できる旨を定款で定めております。これに基づき、当社と、社外取締役である井城譲治、内田純司の両氏及び社外監査役である濱田 聡、加藤恵一の両氏は、会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・取締役または監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、取締役または監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

①取締役及び監査役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当事業年度における取締役及び監査役の報酬等に関する方針は、以下のとおりであります。

報酬の基本方針

当社の取締役及び監査役の報酬は、株主との価値を共有でき、かつ、その職責に相応しい水準とし、企業業績及び企業価値の持続的な向上に対するインセンティブや優秀な人材の確保にも配慮した体系とする。

報酬の決定手続

取締役及び監査役の報酬については、その透明性と客観性を確保する観点から、「報酬諮問委員会」の審議を踏まえたうえで、株主総会で承認を得た範囲内で、取締役の報酬は取締役会において決定し、監査役の報酬は監査役の協議により決定する。

報酬体系

業務執行取締役

業務執行取締役の報酬は、「固定報酬」、短期業績連動型の「賞与」及び中長期業績連動型の「株式報酬」から構成し、報酬総額に占める変動報酬の比率は、役位に応じ段階的に設定する。また、各報酬の具体的内容は、以下のとおりとする。

- ・「固定報酬」は、役職及び職責に応じて支給する。
- ・金銭報酬（「固定報酬」及び「賞与」）と「株式報酬」の比率は、基準額で概ね80％：20％となるよう設定する。
- ・「固定報酬」と業績連動型報酬（「賞与」及び「株式報酬」）の比率は、取締役社長については、基準額で概ね50％：50％とし、他の取締役については、取締役社長に準じ職責や報酬水準等を考慮して設定する。
- ・「賞与」は、「2020中期経営計画」の業績目標のうち、連結の「売上高」及び「営業利益」を目標指標とし、その達成度に応じて、あらかじめ定めた基準額の0倍（達成率60％未満）から2倍（達成率140％以上）の金銭を支給する。
- ・「株式報酬」は、「2020中期経営計画」の業績目標のうち、連結の「ROE」及び「営業利益率」を目標指標とし、その達成度に応じて、役位別基本ポイントの0倍（達成率90％未満）から2倍（達成率140％以上）のポイントに応じた株式等を付与する。
- ・役員退職慰労金は支給しない。

社外取締役

- ・経営の監督機能を中心に担う社外取締役の報酬は、月額「固定報酬」のみとする。

監査役

- ・経営の監査機能を中心に担う監査役の報酬は、月額「固定報酬」のみとする。

②取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	当事業年度に係る報酬	
	支給人員	支給額
取 締 役（うち社外取締役）	9 名（3 名）	205 百万円（24 百万円）
監 査 役（うち社外監査役）	5 名（3 名）	50 百万円（14 百万円）

- (注) 1. 当事業年度に係る報酬には、2019年6月21日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名及び社外監査役1名への支給額を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2018年6月27日開催の第72回定時株主総会において年額450百万円以内（うち社外取締役50百万円以内。ただし、使用人兼務取締役に支給する使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2018年6月27日開催の第72回定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただいております。
5. 取締役の支給額には、取締役6名（社外取締役を除く。）に対する当事業年度に係る役員賞与支給予定額73百万円が含まれております。
6. 上記に加え、取締役6名（社外取締役を除く。）に対する当事業年度に係る業績連動型株式報酬として、株式付与引当金11百万円を計上しております。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

井 城 讓 治	社外取締役	当事業年度中に開催の取締役会16回の全てに出席し、会社経営に関する豊富な経験及びグローバルな見識に基づき、適宜発言を行っております。この他、指名諮問委員会、報酬諮問委員会、経営会議等、当社が設置する各種会議体にも出席し、社内からは得られない助言や意見交換等を行うことにより、当社経営の監督機能強化及び透明性・公正性の確保・向上に重要な役割を果たしております。
内 田 純 司	社外取締役	2019年6月21日の就任以降に開催の取締役会13回の全てに出席し、会社経営に関する豊富な経験及びグローバルな見識に基づき、適宜発言を行っております。この他、指名諮問委員会、報酬諮問委員会、経営会議等、当社が設置する各種会議体にも出席し、社内からは得られない助言や意見交換等を行うことにより、当社経営の監督機能強化及び透明性・公正性の確保・向上に重要な役割を果たしております。
濱 田 聡	社外監査役	当事業年度中に開催の取締役会16回のうち15回及び監査役会14回のうち13回に出席し、公認会計士としての専門的知識及び経験に基づき適宜発言を行うなど、当社経営の適法性・妥当性の確保に重要な役割を果たしております。
加 藤 恵 一	社外監査役	2019年6月21日の就任以降に開催の取締役会13回及び監査役会10回の全てに出席し、弁護士としての専門的知識及び豊富な経験に基づき適宜発言を行うなど、当社経営の適法性・妥当性の確保に重要な役割を果たしております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	金 額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	73百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	89百万円

- (注) 1. 当社と有限責任監査法人トーマツとの間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、その合計額を記載しております。
2. 海外の子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査（会社法または金融商品取引法に相当する外国の法令を含む。）を受けております。
3. 監査役会は、社内関係部門及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、前期の会計監査の職務執行状況、報酬見積りの算出根拠等について検討を行った結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社及び当社子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、「収益認識に関する会計基準」への対応に関する助言・指導についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。また、上記による解任の場合のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会が会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期(ご参考)	科 目	当 期	前 期(ご参考)
資 産 の 部			負 債 の 部		
流動資産	181,408	188,143	流動負債	85,623	90,467
現金及び預金	71,532	60,328	支払手形及び買掛金	11,346	11,014
受取手形及び売掛金	49,603	57,170	電子記録債務	7,154	7,461
電子記録債権	1,617	917	短期借入金	24,931	23,369
リース投資資産	1,339	1,838	1年内返済予定の長期借入金	20	4,476
有価証券	2,051	15,556	未払法人税等	1,520	3,006
商品及び製品	31,053	28,606	賞与引当金	7,088	7,852
仕掛品	7,989	8,233	役員賞与引当金	109	113
原材料及び貯蔵品	12,639	11,687	株式付与引当金	39	86
その他	4,238	4,380	その他	33,412	33,087
貸倒引当金	△ 656	△ 574	固定負債	35,996	34,503
固定資産	127,354	130,084	社債	20,000	20,000
有形固定資産	38,503	34,829	長期借入金	46	—
建物及び構築物	13,864	14,544	リース債務	3,045	1,085
機械装置及び運搬具	2,420	2,464	繰延税金負債	5,193	6,075
工具、器具及び備品	5,974	5,900	退職給付に係る負債	3,243	3,031
土地	11,816	11,717	株式付与引当金	260	240
使用権資産	3,220	—	その他	4,206	4,070
建設仮勘定	1,207	202	負債合計	121,620	124,971
無形固定資産	67,915	69,791	純 資 産 の 部		
顧客関係資産	17,968	19,108	株主資本	182,611	182,166
ソフトウェア	5,793	5,336	資本金	12,892	12,892
のれん	43,246	44,245	資本剰余金	15,961	20,938
その他	906	1,101	利益剰余金	163,070	172,219
投資その他の資産	20,935	25,464	自己株式	△ 9,312	△ 23,884
投資有価証券	8,352	12,302	その他の包括利益累計額	2,584	7,072
繰延税金資産	8,128	7,965	その他有価証券評価差額金	△455	219
退職給付に係る資産	478	1,466	為替換算調整勘定	5,194	7,673
その他	4,000	3,882	退職給付に係る調整累計額	△ 2,154	△ 820
貸倒引当金	△ 25	△ 152	非支配株主持分	1,946	4,018
資産合計	308,763	318,228	純資産合計	187,143	193,257
			負債純資産合計	308,763	318,228

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期 (ご参考)
売上高	224,170	235,762
売上原価	137,109	147,274
売上総利益	87,061	88,488
販売費及び一般管理費	69,134	67,912
営業利益	17,927	20,576
営業外収益	785	1,052
受取利息	189	179
受取配当金	147	143
補助金収入	77	127
投資事業組合運用益	149	69
受取和解金	—	280
その他の営業外収益	220	252
営業外費用	3,055	1,053
支払利息	734	601
為替差損	863	17
持分法による投資損失	1,217	56
その他の営業外費用	239	377
経常利益	15,657	20,575
特別利益	226	66
固定資産売却益	220	5
投資有価証券売却益	6	61
特別損失	391	80
固定資産売却損	6	0
固定資産除却損	63	56
投資有価証券評価損	321	23
その他の特別損失	0	—
税金等調整前当期純利益	15,491	20,562
法人税、住民税及び事業税	5,885	6,854
法人税等調整額	△384	152
当期純利益	9,990	13,554
非支配株主に帰属する当期純利益	1,028	1,298
親会社株主に帰属する当期純利益	8,961	12,256

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	当 期	前 期(ご参考)	科 目	当 期	前 期(ご参考)
資 産 の 部			負 債 の 部		
流動資産	91,685	121,477	流動負債	52,884	58,552
現金及び預金	18,324	25,560	支払手形	885	567
受取手形	190	551	電子記録債務	5,456	6,005
電子記録債権	626	457	買掛金	6,175	6,744
売掛金	35,089	43,854	短期借入金	24,931	23,369
リース投資資産	101	131	関係会社短期借入金	3,000	2,000
有価証券	2,051	15,556	1年内返済予定の長期借入金	—	4,476
商品及び製品	19,341	17,963	未払金	5,228	5,639
仕掛品	6,477	6,519	未払費用	1,198	1,541
原材料及び貯蔵品	4,842	3,978	未払法人税等	778	2,338
関係会社短期貸付金	2,038	3,802	前受金	1,203	994
前渡金	4	43	預り金	227	433
前払費用	102	181	賞与引当金	3,485	3,841
その他	2,515	2,902	役員賞与引当金	65	67
貸倒引当金	△ 20	△ 24	株式付与引当金	32	74
固定資産	158,074	132,171	設備関係支払手形	8	29
有形固定資産	22,746	22,683	設備関係電子記録債務	156	399
建物	10,131	10,236	その他	49	30
構築物	345	351	固定負債	20,361	20,263
機械及び装置	874	970	社債	20,000	20,000
車輛及び運搬具	9	10	退職給付引当金	88	42
工具、器具及び備品	2,652	2,646	株式付与引当金	230	212
土地	8,642	8,336	その他	41	9
建設仮勘定	89	131	負債合計	73,245	78,816
無形固定資産	4,126	3,602	純 資 産 の 部		
特許権	0	2	株主資本	176,968	174,639
ソフトウェア	4,073	3,547	資本金	12,892	12,892
その他	53	53	資本剰余金	20,629	20,922
投資その他の資産	131,201	105,885	資本準備金	20,629	20,629
投資有価証券	6,268	8,933	その他資本剰余金	—	292
関係会社株式	112,296	87,250	利益剰余金	152,757	164,708
関係会社出資金	579	579	利益準備金	3,223	3,223
従業員に対する長期貸付金	1	4	その他利益剰余金	149,534	161,485
関係会社長期貸付金	4,504	2,420	配当準備積立金	3,000	3,000
長期前払費用	154	115	試験研究基金	2,000	2,000
破産更生債権	1	0	別途積立金	86,500	86,500
繰延税金資産	3,467	3,389	繰越利益剰余金	58,034	69,985
前払年金費用	1,897	1,200	自己株式	△ 9,312	△ 23,884
その他	2,036	1,995	評価・換算差額等	△ 453	194
貸倒引当金	△ 5	△ 4	その他有価証券評価差額金	△ 453	194
資産合計	249,759	253,649	純資産合計	176,514	174,833
			負債純資産合計	249,759	253,649

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位: 百万円)

科 目	当 期	前 期 (ご参考)
売上高	136,939	153,382
売上原価	100,824	112,642
売上総利益	36,114	40,740
販売費及び一般管理費	28,617	28,929
営業利益	7,496	11,811
営業外収益	3,497	3,749
受取利息	266	315
有価証券利息	27	33
受取配当金	2,477	2,459
賃貸収入	182	200
為替差益	40	—
その他の営業外収益	501	739
営業外費用	813	1,069
支払利息	524	519
賃貸原価	56	55
為替差損	—	102
その他の営業外費用	232	392
経常利益	10,180	14,490
特別利益	7	62
固定資産売却益	0	1
投資有価証券売却益	6	61
特別損失	1,947	57
固定資産除却損	40	50
投資有価証券評価損	303	—
関係会社株式評価損	1,603	—
その他の特別損失	1	6
税引前当期純利益	8,239	14,495
法人税、住民税及び事業税	1,877	3,126
法人税等調整額	202	152
当期純利益	6,159	11,216

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

グローリー株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
神 戸 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	増 村 正 之	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菱 本 恵 子	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉 村 康 弘	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、グローリー株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローリー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

グローリー株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	増村正之	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菱本恵子	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉村康弘	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、グローリー株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 計算書類等に対する意見を表明するために、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所及び工場において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視し検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月29日

グローリー株式会社 監査役会

常勤監査役 長 島 正 和 ㊞

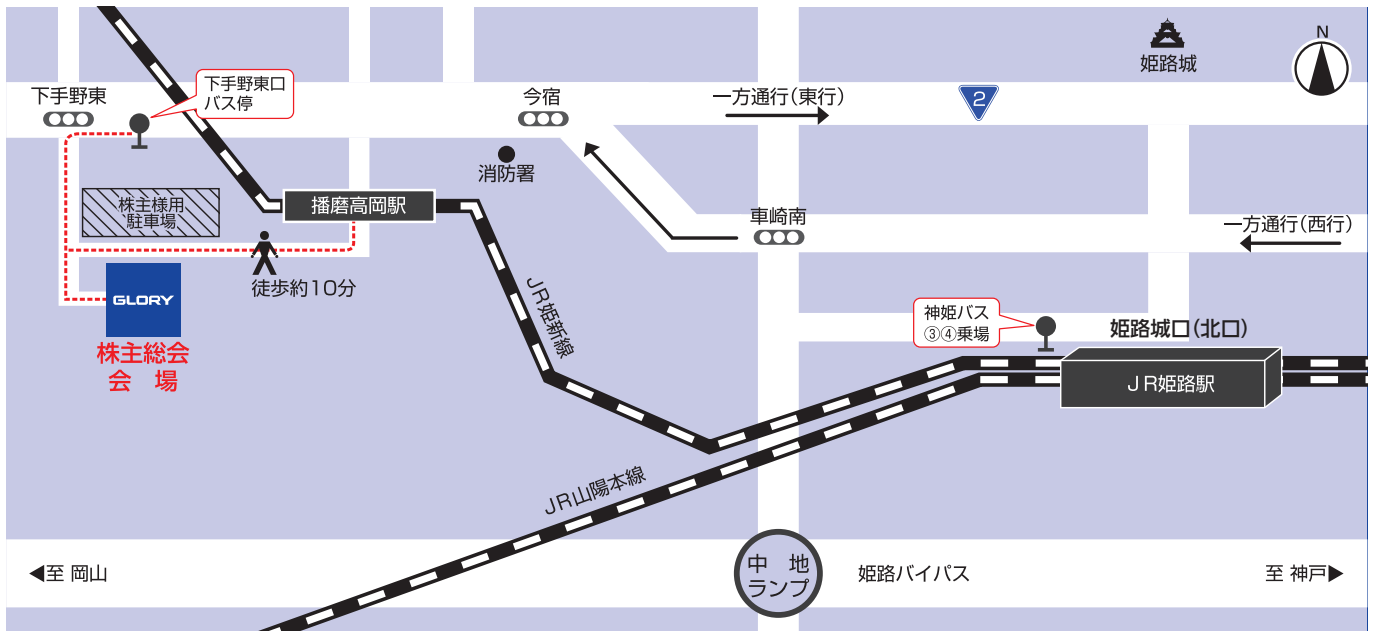
常勤監査役 藤 田 亨 ㊞

社外監査役 濱 田 聡 ㊞

社外監査役 加 藤 恵 一 ㊞

以 上

株主総会会場のご案内



〒 670-8567

兵庫県姫路市下手野一丁目3番1号
当社 本社会議室(5階)

☎ 079(297)3131(代表)

公共交通
機関

- ・JR姫新線「播磨高岡駅」より徒歩約10分
- ・神姫バス③④乗場(JR姫路駅北側)より約15分、「下手野東口」下車 徒歩約3分

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本年は、送迎バス、お土産、ショールーム見学会を取りやめさせていただきます。また、ご来場の際は、マスク着用等の感染症予防にご配慮いただくとともに、当社においても必要な対応（座席間の間隔確保のための入場者数制限、発熱や咳等の症状を有する株主様へのご入場お断り等）を講じる場合がございますので、あらかじめご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

グローリー株式会社

